

税務情報

クロスボーダー持分譲渡:特殊税務処理に関する新規定

デロイト中国発行「Tax Newsflash」より

2013年12月12日、国家税務総局は2013年第72号公告を公布した。これは財税[2009]59号通達(“59号通達”と略称)における以下の2種類のクロスボーダー持分譲渡取引に関する特殊税務処理の適用について規定したものである。

- “**国外—国外**”譲渡 (59号通達 第7条第(一)項):非居住者企業が100%の持分を直接保有するその他の非居住者企業に、保有する居住者企業の持分を譲渡すること。
- “**国外—国内**”譲渡 (59号通達 第7条第(二)項):非居住者企業が100%の持分を直接保有する居住者企業に、保有するその他の居住者企業の持分を譲渡すること。

72号公告は、公布日より施行された。但し、公告の施行前に生じた同様の取引について、特殊税務処理の適用に関する処理をまだ行っていない場合には、当該公告に基づき処理することができる。

公告のポイント

- **国外企業の分割・合併:**
72号公告は、59号通達の第7条第(一)項において定める状況には、国外企業の分割・合併により生じる中国居住者企業の持分の譲渡が含まれることを明らかにした。
- **クロスボーダー持分譲渡に関する届出の主管税務機関:**
クロスボーダー持分譲渡について特殊税務処理を選択する場合、主管税務機関で届出手続を行わなければならない。59号通達の第7条第(一)項において定める状況に該当する場合(“国外—国外”譲渡)は、持分を譲渡される企業の所在地にある所得税を取扱う主管税務機関で届出手続を行い、59号通達の第7条第(二)項において定める状況に該当する場合(“国外—国内”譲渡)は、譲受企業の所在地にある所得税を取扱う主管税務機関で届出手続を行う。届出手続を行わない場合、特殊税務処理は適用できない。上記の届出は持分譲渡契約書あるいは協議書が発効し、かつ工商変更登記手続を完了した日から30日以内に行わなければならない。

- “国外—国外”譲渡について、取引時点の未処分利益を持分譲渡後に分配する場合、租税条約の優遇税率は適用できない:

“国外—国外”譲渡(59号通達 第7条第(一)項)で特殊税務処理を選択する場合、譲渡側及び譲受側が異なる国家あるいは地域の税務上の居住者であり、持分を譲渡される企業の持分譲渡前の未処分利益が、持分譲渡後に譲受側に分配されるならば、譲受側の所在地国あるいは地域が中国と締結した租税条約(租税協定を含む)における配当金の租税優遇を適用することはできない。

- 国税函[2009]698号通達第9条(省級税務機関に対して特殊税務処理に関する審査認可を要求する規定)は廃止されたが、新公告では税務機関に対して税務処理の内部報告を要求している:

72号公告により、省級税務機関による特殊税務処理の審査認可に関する要求は廃止されたが、当該公告ではなお主管税務機関に対し、届出者の取引届出事項を確認し、かつ特殊税務処理を適用できるか否かの意見を省級税務機関まで報告することを要求している。この作業は原則として、届出の受理日から30営業日以内に完了しなければならない。“国外—国内”譲渡(59号通達 第7条第(二)項)については、譲受側の所在地の省級税務機関は、主管税務機関の意見を受け取った後30日以内に、特殊税務処理の適用に関する意見を、持分を譲渡される企業の所在地の省級税務機関に通知しなければならない。また公告では、省級税務機関は国家税務総局に、非居住者企業の持分譲渡に対する特殊税務処理の適用状況を年度ごとに報告しなければならないと定められている。

国家税務総局は72号公告の公布により、特殊税務処理を選択適用する非居住者企業の持分譲渡に関する事項を明らかにし、かつ税務機関の内部審査及び管理プロセスを明確化することを意図していると言えるであろう。この観点から、72号公告の公布には重要な意義があると言える。但し、取引を行う前の段階で特殊税務処理の適用の可否について税務機関の確認を得たい納税者にとって、その点に関する72号公告の実務上の意義は限定的かもしれない。当該公告は、届出の際に必要な情報及び資料について一定の指針を提供するものに過ぎないからである。また、72号公告は特殊税務処理の適用に関する新たな要求を定めるものであることから、現時点で税務機関の審査段階にある非居住者企業の持分譲渡取引については、当該公告の公布により審査の期間が長引く可能性もある。

クロスボーダー持分譲渡の実施を検討中であるか、あるいは既にクロスボーダー持分譲渡を実施したが、まだ届出手続を行っていない納税者は、関連の届出手続を適時に行うよう留意しなければならない。さもなければ、当該取引に特殊税務処理を適用することはできない。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited